

財団法人 アジア太平洋観光交流センター寄附行為

(平成7年9月28日制定)

(平成12年6月15日改定)

(平成16年6月30日改定)

(平成17年6月21日改定)

(平成18年7月26日改定)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、財団法人 アジア太平洋観光交流センターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を大阪府泉佐野市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、世界観光機関(UNWTO)アジア太平洋センターの活動支援を行うとともにアジア太平洋諸国との観光交流促進に関する国際会議、セミナー、シンポジウムの開催等の事業を行い、アジア太平洋地域の国際観光交流の推進等を図り、もってアジア太平洋地域の経済発展や国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 世界観光機関(UNWTO)アジア太平洋センターが実施するアジア太平洋地域内における観光市場調査、観光プロモーション、教育訓練及び技術協力等観光振興のための活動に対する支援
- (2) 我が国とアジア太平洋諸国との観光交流促進に関する国際会議、シンポジウム、セミナー等の開催
- (3) 我が国及びアジア太平洋諸国におけるコンベンション振興のための支援
- (4) アジア太平洋地域の国際観光交流促進に関する調査・研究

- (5) 自治体等が行うアジア太平洋地域での観光宣伝等の国際観光交流の支援
- (6) 世界の観光関係統計の収集・分析、情報提供
- (7) 観光に関する学術研究の振興
- (8) 機関誌、文献その他出版物の刊行
- (9) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 設立後寄附された財産
- (3) 資産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 賛助会費収入
- (6) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産を分けて、基本財産及び普通財産とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産として指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 普通財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第 7 条 この法人の財産は、会長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を経て、会長が別に決める。

2 基本財産のうち現金は、日本郵政公社若しくは銀行の定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の所分の制限)

第 8 条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。

ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由がある場合は、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を得、かつ、国土交通大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は、普通財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 10 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。

(暫定予算)

第 11 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて執行することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 12 条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を通常理事会の10日前までに作成し、監事の監査を受け、その事

業年度終了後 3 月以内に国土交通大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2 週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(1) 事業報告書

(2) 収支計算書

(3) 正味財産増減計算書

(4) 貸借対照表

(5) 財産目録

(6) その他必要な付属書類

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に提出しなければならない。

3 会長は、前 2 項の書類及び報告書については、理事会において 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を得なければならない。

(長期借入金)

第 1 3 条 この法人が予算に基づき資金の借入をしようとするときは、その借入れた年度内に償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ国土交通大臣に届け出なければならない。

(事業年度)

第 1 4 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 3 章 役 員 等

(役員)

第15条 この法人に次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 4名以内

(3) 理事長 1名

(4) 理事 21名以上26名以内(会長、副会長及び理事長を含む。)

(5) 監事 1名又は2名

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2 会長、副会長及び理事長は、理事の互選とする。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

5 監事は、相互に親族その他特別の関係のある者であってはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第17条 会長は、この法人を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ定めた順位に従い、その職務を代行する。

3 理事長は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を掌理し、会長及び副会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産及び会計を監査すること。

(2) 理事の業務執行状況を監査すること。

(3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は国土交通大臣に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の召集を請求し、又は召集すること。

(役員任期)

第18条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第19条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づき解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

(役員報酬)

第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第21条 この法人に顧問を3名以内置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の運営に関する基本的事項について会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 顧問には、第18条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

第4章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、この法人の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第24条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき

(3) 第17条第5項第4号の規定により、監事から召集の請求があったとき、

又は監事が召集したとき。

(召 集)

第25条 理事会は、第17条第5項第4号の規定により監事が召集する場合を除き、会長が召集する。

2 会長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を召集しなければならない。

3 理事会を召集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、あらかじめ理事会で定められた方法により通知することができる。

(議 長)

第26条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会し、議決することができない。

2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第28条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、少なくとも次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第30条 この法人に、評議員21名以上26名以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、会長がこれを委嘱する。
- 3 評議員には、第18条から第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第31条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、第17条第5項第4号の規定により監事が召集する場合を除き、会長が召集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、会長の諮問に応じ必要な事項について審議し、会長に助言する。
- 5 評議員会には、第27条から第29条の規定を準用する。この場合において、「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替

えるものとする。

- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 専門委員会

(専門委員会)

第32条 会長は、この法人の事業の円滑な推進を図るため必要と認めるときは、理事会の議決を経て、専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会の委員は、理事会の同意を得て会長がこれを委嘱する。
- 3 専門委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

第33条 この法人の目的に賛同し、これを援助する個人又は団体を賛助会員とすることができる。

- 2 賛助会員は、この法人の資料及び情報の提供を受けることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、賛助会員に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第8章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の認可

を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 3 5 条 この法人は、民法第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得なければ解散することができない。

(清算人)

第 3 6 条 この法人の解散に伴う清算人は、理事会において理事の中から選任するものとする。

(残余財産の処分)

第 3 7 条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、国土交通大臣の許可を得て、この法人と類似の目的を持つ団体に寄附するものとする。

第 9 章 事 務 局

(事務局の設置等)

第 3 8 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第 3 9 条 事務所には、次に掲げる帳簿及び書類を備え付けておかなければな

らない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 事業計画及び予算に関する書類
- (4) 事業報告及び決算に関する書類
- (5) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- (6) 許可、許可等及び登記に関する書類
- (7) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (8) 理事及び監事の履歴書
- (9) 評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (10) その他必要な帳簿及び書類

2 前項第 1 号から第 5 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第 10 章 補 則

(細 則)

第 4 0 条 この法人の運営に関し必要な事項は、この寄附行為に別に定めるもののほか、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、この法人の設立許可のあった日（平成7年9月28日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、第16条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとし、その任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び予算は、第10条の規定にかかわらず、設立発起人会の定めるところによるものとする。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第14条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立により、アジア太平洋観光交流センターの一切の権利及び義務は、この法人が継承する。
- 6 この法人の設立時における基本財産は、金119,000,000円とする。